**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県十和田市大字奥瀬字小沢口五一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　東出　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　青森県八戸市根城九丁目一九番一一号、事務所青森県八戸市根城九丁目一九番九号　浅石法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県奥州市江刺区稲瀬字新田三四五番地、最後の住所岩手県奥州市江刺区栄町一七番九号　被相続人　亡　菊地　欣郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　岩手県北上市大通り一丁目三番一号　北上開発ビル二階　きたかみイーハトーブ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　神木　篤

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県小山市駅南町二丁目四九番地六、最後の住所栃木県小山市駅南町二丁目二番三三号　被相続人　亡　松本加津夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　栃木県小山市大字神鳥谷一〇一二番地一オフィスエム一〇二　相続財産管理人　司法書士　江連　伸明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市石橋町七六四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平澤　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　群馬県前橋市千代田町二丁目一番二〇号　相続財産管理人　紺　正行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県大月市富浜町鳥沢五五四九番地、最後の住所東京都港区六本木六丁目一二番二―二三〇六号　被相続人　亡　石井　時子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目四二〇番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目三三番一三号　被相続人　亡　脇　延子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県佐渡市小木二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平島　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　新潟県佐渡市柳沢三〇番地　相続財産管理人　石塚　尚志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福井県福井市中央一丁目一〇〇五番地、最後の住所福井県福井市高木町八二―三六―一藤島園　被相続人　亡　母木千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　福井県福井市春山一丁目一番一四号福井新聞さくら通りビル二階　相続財産管理人　神保美智子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県飯田市上郷飯沼一三七七番地、最後の住所長野県下伊那郡松川町元大島二九六五番地一特別養護老人ホーム松川荘　被相続人　亡　熊谷　淳美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　長野県飯田市松尾明四八七八番地　相続財産管理人　田中　清文

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県浜松市浜北区豊保二一一番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区中瀬三八二九番地の一社会福祉法人大善福祉会　多喜の園　被相続人　亡　岩﨑　兼乙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　静岡県浜松市中区池町二一一番地の五　大石康智法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河島　多恵

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県浜松市東区小池町一一三番地五、最後の住所静岡県浜松市東区小池町一一三番地の五　被相続人　亡　和久田　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　静岡県浜松市浜北区小林一四七八番地の四　相続財産管理人　司法書士　村松　泰成

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県日進市野方町西島三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　出原　代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　愛知県瀬戸市やまて坂一―一六　相続財産管理人　弁護士　高野クミ子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県伊佐市大口小川内五八三番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区大喜町四丁目一五二番地名鉄瑞穂大喜ハイツ四〇二号　被相続人　亡　清水　久春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　愛知県春日井市鳥居松町五丁目七八番地名北セントラルビル四階　相続財産管理人　弁護士　竹田　卓弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市千種区唐山町一丁目五四番地、最後の住所三重県桑名市新西方四丁目六四番地の九　被相続人　亡　山本　百合

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日　三重県いなべ市大安町石榑東九〇五番地　相続財産管理人　小林　聖仁